

戦没者遺族相談員

北秋田市・上小阿仁村地区を担当する戦没者遺族相談員が決定しました。恩給・援護等戦没者遺族に関するご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

氏名 高橋 久雄(ひさお) / ☎78-3291
住所 北秋田市八幡岱
任期 平成25年9月30日まで
☎ 福祉課地域福祉班 ☎62-8001

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を給付しています。詳しくはお問い合わせ先にご連絡ください。

対象者 旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方
請求期間 平成24年3月31日
☎ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0570-059-204
☎ 福祉課地域福祉班 ☎62-8001

お知らせ

医学の発展や医療従事者を育てるために「献体」へご協力を

秋田大学医学部では、自分の遺体を無条件、無報酬で提供してくださる方を求めています。

この献体は、「自分の遺体を医学教育と研究のために役立てたい」ところざした方が生前登録し、遺族の方からご遺体を提供していただくものです。登録方法など、詳しくはお問合せください。

☎ 秋田大学医学部白菊会 ☎018-884-6030

秋田県司法書士会無料相談会

日時
平成23年12月21日(水) 14時～16時
平成24年1月18日(水) 14時～16時
平成24年2月15日(水) 14時～16時
平成24年3月21日(水) 14時～16時
場所 大館市北地区コミュニティセンター(旧サンクレア大館)
相談内容 不動産・会社・法人の登記、多重債務、成年後見等
申込 事前に電話による予約が必要です。
予約専用電話 ☎018-824-0055
※毎月先着順に8件まで
☎ 秋田県司法書士会 ☎018-824-0187

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の影響により債務の返済ができなくなった個人の方、又は近い将来返済できなくなるこ

とが確実と見込まれる個人の方の私的整理に関するガイドラインの適用が、平成23年8月22日から開始されました。本ガイドラインに関するお問い合わせ、ご相談は

☎ 0120-380-883 (フリーダイヤル)
☎ 018-862-4196 (専用)
(祝日、年末年始除く)

多重債務相談窓口のご案内

秋田財務事務所では、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方からの相談に応じています。相談者が抱える借金の状況をお聞きするとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。相談は無料です。
相談窓口 秋田財務事務所理財課
受付時間 8時30分～17時15分
月曜日～金曜日

道路の除排雪作業にご理解ご協力ください

市では、降雪時の『安全で円滑な道路交通を確保する』ため、適切な除雪作業を進めています。効率よく安全な除雪作業を実施するため、次のような点にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

◆路上駐車はやめてください！

路上駐車部分の除雪ができず、道幅がせまくなります。交通渋滞や事故の原因となるほか、除雪作業が遅れる原因となりますので絶対にやめてください。

◆深夜、早朝の作業にご理解願います！

除雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行うため、除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をおかけしますが、快適で安全な通勤・通学路確保のため、ご理解ください。

◆道路に置いてあるものは撤去してください！

歩道などへ乗入れられるための『歩み板』や道路に置いてある物は、除雪車が引っかけ周囲の物を壊してしまう原因にもなりますので、できるだけ撤去してください。

◆道路に雪を捨てないでください！

道路に雪を捨てられると、交通の支障となり事故の原因となる場合があります。危険です。絶対に捨てないでください。市指定の雪捨て場を利用して排雪するようにお願いします。

◆自宅前は自分で除雪してください！

除雪車が通った後はどうしても雪が残ってしまいます。通勤や通学時間帯までに交通確保するため、沿道一軒一軒の出入り口除雪や各家庭の時間帯に合わせた作業を行うことはできません。また、お年寄り世帯等の除雪については、近隣でのご協力による除雪をお願いします。

◆雪捨てで上げた側溝のふたは作業後すぐに戻してください！

歩行者の転落や、車が脱輪してしまうなどの重大事故につながります。すぐに元どおりに戻してください。

◆沿線の空き地、田畑の利用に協力ください！

道路沿いの空き地や田畑に雪を押し出させていたたく場合がありますのでご協力をお願いします。

平成24年度(中間年)入札参加資格審査のお知らせ

市では、入札参加資格審査(業者登録申請)の中間年申請の受付を行います。業者登録申請を行う方は、各要領(建設工事、測量・コンサル等、物品調達及び役務提供等)の内容を確認のうえ、申請を行ってください。提出書類(北秋田市様式、各申請書の作成のしかた、添付書類)については、12月1日から市ホームページからダウンロードができます。

- 1. 提出書類 書類は、すべて北秋田市様式により提出してください。
2. 受付期間 平成24年1月23日(月)から2月29日(水)まで ※土日祝日を除く
3. 有効期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(中間年の申請は1年間とします)
4. 提出方法
5. 申請受付場所及び問い合わせ先

お問い合わせ

- ◆市道・雪捨て場
◆国道7号
◆国道105・285号、県道

雪捨て場については、①前山川左岸前山橋下流(鷹巣)②阿仁川右岸八幡橋上流(森吉)は、災害復旧工事のため今シーズンは使用できません。①の代替箇所はありませんが、②は阿仁川右岸小又大橋下流が代替箇所になります。また、阿仁川左岸本城地区(森吉)は左岸米内沢橋下流に変更になります。その他は昨年と同様、河川管理者の許可を得ています。詳細については建設課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。